

「岩国市地方卸売市場条例」の改正案に関する パブリックコメントの実施について

「岩国市地方卸売市場条例」の改正について、市民・事業者の皆様方からの御意見を募集します。

これは、改正された「卸売市場法」が、令和2年6月21日に施行されることに伴い、改正法で定める共通の遵守事項及びこれに反しない範囲内において、関係者等の意見を聴き、条例で定めることとされているその他の遵守事項について、岩国市パブリックコメント（市民提言）制度に基づき実施するものです。

1 卸売市場法改正の概要

(1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定めることとされています。

①業務の運営に関する事項 ②施設に関する事項 ③その他重要事項

(2) 改正法で定める共通の遵守事項

上記(1)の基本方針に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、下記の①～⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督します。

①売買取引の方法の公表 ②差別的取扱いの禁止 ③受託拒否の禁止
④代金決済ルールの策定・公表 ⑤取引条件の公表 ⑥取引結果の公表

(3) 上記(2)に定める共通の遵守事項に反しない範囲内において、各市場で関係者等の意見を聴いて独自に定めるその他の遵守事項は、下記の①～⑧のとおりです。

①開場期日、時間 ②第三者販売（卸売業者） ③直荷引き（仲卸業者）
④商物分離 ⑤自己買付（卸売業者） ⑥受託拒否の禁止（卸売業者）
⑦卸売担当者の資格（せり人等） ⑧商品の引渡・検収・品質管理の方法

2 岩国市地方卸売市場条例改正案の要旨

別添の「岩国市地方卸売市場条例の改正案の要旨について」を御参照ください。

3 これまでの経緯及び今後のスケジュール

- 令和元年8月5日 第1回市場取引委員会の開催
- 令和元年9月24日 第2回市場取引委員会の開催
- 令和元年11月25日～12月24日 パブリックコメントの実施（1ヶ月間）
- 令和元年12月下旬 パブリックコメントの意見及び結果の公表
- 令和2年市議会3月定例会に条例改正案を上程
- 令和2年6月21日 改正条例の施行